東京都北区自転車の放置防止に関する条例

昭和五八年一二月一二日
条例第二四号

改正　昭和六一年　三月三一日条例第一四号　平成　五年　三月三一日条例第一七号
平成一〇年　三月三〇日条例第三六号　平成一二年　七月　七日条例第五三号
平成一七年一二月　七日条例第五六号　平成一九年　三月二七日条例第二七号

（目的）
第一条　この条例は、公共の場所における自転車の放置を防止することによつて、区民の良好な生活環境を確保し、通行の障害を除去するとともに街の美観を維持し、もつて安全で快適な区民生活の実現を図ることを目的とする。
（定義）
第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　公共の場所　道路（歩道を含む。）、公園、駅前広場その他の公共の用に供する場所をいう。
二　自転車　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
三　放置　自転車の利用者が自転車を離れて直ちに当該自転車を移動させることができない状態をいう。
（区の責務）
第三条　区は、自転車の放置を防止するため、区民意識の啓発、自転車駐車施設の設置その他必要な施策の実施に努めなければならない。
（区民の責務）
第四条　区民は、自転車の放置防止に関する意識を高め、区の実施する施策に協力しなければならない。
（鉄道事業者等の責務）
第五条　鉄道事業者及び路線バス事業者（以下「鉄道事業者等」という。）は、その利用者のために自転車駐車施設の設置に努めなければならない。
２　鉄道事業者等は、区が自転車駐車施設を設置しようとするときは、その用地等の提供に努めるとともに区の実施する施策に協力しなければならない。
（施設の設置者又は管理者の責務）
第六条　公共施設、商業施設、娯楽施設等自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設を設置又は管理する者（設置又は管理しようとする者を含む。）は、その施設の利用者のために必要な自転車駐車施設を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めるとともに区の実施する施策に協力しなければならない。
（自転車の小売を業とする者の責務）
第七条　自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たつては防犯登録の勧奨に努めなければならない。
（自転車の利用者等の責務）
第八条　自転車の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）は、公共の場所に自転車を放置することのないように努めなければならない。
２　自転車の利用者等は、その利用する自転車に住所・氏名を明記し、及び防犯登録を受けるように努めなければならない。

（自転車利用の自粛）
第九条　駅周辺の居住者等は、通勤、通学等のために、当該駅へ自転車を利用することを自粛するように努めなければならない。
（整理区域の指定等）
第十条　区長は、公共の場所について警察、道路管理者等関係機関の意見を聴いて、放置自転車整理区域（以下「整理区域」という。）を指定することができる。
２　区長は、整理区域を指定したときは、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより自転車の利用者等にその旨を周知しなければならない。
３　前二項の規定は、整理区域の指定の変更又は解除の場合について準用する。
（自転車の放置の禁止）
第十一条　自転車の利用者等は、整理区域内に自転車を放置してはならない。
（整理区域内の放置自転車に対する措置）
第十二条　区長は、整理区域内に自転車が放置されているときは、直ちに、当該自転車を一定の場所に移送することができる。
（整理区域以外の放置自転車に対する措置）
第十三条　区長は、整理区域以外の公共の場所に自転車が放置されているときは、当該自転車に注意札を取り付けることができる。
２　区長は、注意札を取り付けた自転車が相当の期間を経過してもなお放置されているときは、当該自転車を一定の場所に移送することができる。
３　区長は、前二項の規定にかかわらず自転車の放置によつて歩行者の通行又は消防若しくは救急活動に障害があると認める場所については、放置されている自転車を一括して一定の場所に移送することができる。この場合においては、規則で定めるところによりあらかじめ移送期日を自転車の利用者等に周知しなければならない。
（移送した自転車に対する措置）
第十四条　区長は、第十二条又は前条第二項若しくは第三項の規定により放置された自転車を移送したときは、当該自転車の利用者等に規則で定めるところにより移送先場所を周知しなければならない。
２　区長は、移送した自転車について規則で定める事項を告示するとともに、自転車の利用者等の確認に努め、確認ができた自転車については、その利用者等に対して速やかに引き取るように通知するものとする。
３　区長は、前項の告示のとき（前項の通知をした場合は、通知のとき）から相当の期間を経過してもなお利用者等の引き取りのない自転車については、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号。以下「法」という。）第六条第三項の規定に基づき当該自転車を売却して売却代金を保管し、又は廃棄等の処分をすることができる。
４　前項の規定により自転車を売却した場合において、法第六条第四項の規定により当該自転車の所有権が区に帰属する第二項の規定による告示の日から六月を経過する日までに当該自転車の利用者等がその返還を求めたときは、その売却代金を返還するものとする。
５　区長は、移送した自転車が明らかに自転車としての機能を喪失していると認められるときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、直ちに、当該自転車を廃棄処分することができる。
（移送費用の徴収）
第十四条の二　区長は、第十二条、第十三条第二項若しくは第三項又は第十八条第一項の規定により自転車を移送したときは、別表第一に定める額を移送費用として当該自転

車の利用者等から徴収することができる。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、これを免除することができる。

（指定自転車置場の利用登録）

第十五条　区が設置した自転車置場（以下「自転車置場」という。）のうち区長が指定する自転車置場（以下「指定自転車置場」という。）を利用しようとする者は、利用登録を受けなければならない。

２　区長は、指定自転車置場の効果的な利用調整を図るため、必要がある場合は、利用登録を制限することができる。

３　利用登録の手続等については、規則で定める。

（登録手数料）

第十六条　前条第一項の利用登録を受けた者は、別表第二に定めるところにより登録手数料を納付しなければならない。

２　既納の登録手数料は、還付しない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

３　区長は、特別の理由があると認めるときは登録手数料を減額し、又は免除することができる。

（利用登録の取消し）

第十七条　区長は、第十五条第一項の利用登録を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、その利用登録を取り消すことができる。

一　偽りその他不正な手段により利用登録を受けたとき。

二　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

三　前二号に定めるもののほか区長の指示に従わないとき。

（自転車置場内に継続して駐車してある自転車等の処理）

第十八条　区長は、自転車置場（指定自転車置場を除く。）内に自転車が相当の期間継続して駐車してあるときは、当該自転車を一定の場所に移送することができる。指定自転車置場内に次の各号の一に該当する自転車があるときも同様とする。

一　利用登録期間を過ぎて駐車してある自転車

二　利用登録を取り消された後も駐車してある自転車

三　利用登録を受けないで駐車してある自転車

２　第十四条の規定は、前項の規定による移送をする場合について準用する。

（民営自転車駐車場の助成）

第十八条の二　区長は、民営自転車駐車場の設置が自転車の放置防止に寄与するものと認めたときは、当該民営自転車駐車場を設置した者に対し、予算の範囲内でその建設費及び運営費の一部を助成することができる。

（委任）

第十九条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和五九年三月規則第五号で、同五九年四月一日から施行）

付　則（昭和六一年三月三一日条例第一四号）

１　この条例は、東京都北区規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第十八条の次に一条を加える改正規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（昭和六二年五月規則第二二号で、同六二年五月一一日から施行）

２　この条例による改正後の東京都北区自転車の放置防止に関する条例第十四条の二の規定は、施行日以後に移送した自転車について適用し、施行日前に移送した自転車については、なお従前の例による。

付　則（平成五年三月三一日条例第一七号）

１　この条例は、平成五年五月一日から施行する。

２　この条例による改正後の東京都北区自転車の放置防止に関する条例別表第一の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の移送に係る費用について適用し、施行日前の移送に係る費用については、なお従前の例による。

付　則（平成一〇年三月三〇日条例第三六号）

（施行期日）

１　この条例は、平成十年六月一日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の東京都北区自転車の放置防止に関する条例別表第一の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の移送に係る費用について適用し、施行日前の移送に係る費用については、なお従前の例による。

付　則（平成一二年七月七日条例第五三号）

（施行期日）

１　この条例は、平成十二年十月一日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の東京都北区自転車の放置防止に関する条例別表第一の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の移送に係る費用について適用し、施行日前の移送に係る費用については、なお従前の例による。

付　則（平成一七年一二月七日条例第五六号）

（施行期日）

１　この条例中別表第一の改正規定は平成一八年四月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の東京都北区自転車の放置防止に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一の規定は、平成一八年四月一日以後の移送に係る費用について適用し、同日前の移送に係る費用については、なお従前の例による。

３　改正後の条例別表第二の規定は、平成一八年四月以後の指定自転車置場の利用に係る指定自転車置場利用登録手数料について適用し、同日前の利用に係る指定自転車置場利用登録手数料については、なお従前の例による。

４　平成一八年度及び平成一九年度の各年度の利用に係る改正後の条例別表第二に規定する指定自転車置場利用登録手数料の額は、同表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる年度の利用に係る指定自転車置場利用登録手数料について、同表の同欄に掲げる区分に応じて、同表の下欄に定める額とする。

平成一八年度	区民	年額	一台	三千円
	区民でないもの	年額	一台	六千円
平成一九年度	区民	年額	一台	三千五百円
	区民でないもの	年額	一台	七千円

別表第一（第十四条の二関係）

移送費用	一台　四千円

別表第二（第十六条関係）

指定自転車置場利用登録手数料	区民	年額　一台　四千円
	区民でないもの	年額　一台　八千円